

令和 8 年度 バイオナノマテリアル製造評価システム(CAN-DO)

共同利用・共同研究公募要領

ご案内

共同利用・共同研究の推進および課題の審議機能を一元化した共同利用・共同研究拠点委員会が、より実質的に機能し、専門分野間の融合を促進することを目指し、令和 8 年度に生存圏研究所の規程改正を行う予定です。

これに伴い、委員会名称も令和 8 年 4 月 1 日より変更予定です。

緊急を要する実験については、4 月以降に改めてご案内をさせていただきます。

もくじ

- [はじめに](#)
- [公募要領](#)
- [CAN-DO 共同利用・共同研究設備機器（京都プロセス・テストプラント）](#)
- [申請書類ダウンロード \[詳細\]](#)

はじめに

京都大学生存圏研究所バイオナノマテリアル製造評価システム Cellulosic Advanced Nanomaterials Development Organization (CAN-DO)は、宇治キャンパス内に設置された、2005 年にスタートした大型プロジェクトの中で 15 年かけて構築したセルロースナノファイバー材料の製造・加工・分析に関する装置群をユニット化し集約したシステムです。原料の木質バイオマスから始まり自動車・情報家電用材料、等の製造までを一気通貫で行う京都プロセステストプラントを核に、各製造工程ごとに材料の構造・特性を評価できます。

公募要領

応募等について

1. 目的

バイオナノマテリアル製造評価システム(以下「CAN-DO」という)は、脱炭素化社会の構築に資するバイオマス材料を原料バイオマスから始まりセルロースやキチン等の生物由来ナノ構造体を主な基材として開発することを目的としています。

2. 利用方法及び利用期間

CAN-DO の設備を使って実験を行なって頂きます。利用期間は毎年 4 月～3 月末となっています。

3. 応募資格

CAN-DO を利用することのできる方は、次のとおりです。

- 1) 学術研究を目的とする国内外の研究機関に属し、上記の目的に合致する者
- 2) 教育を目的とする国内外の研究機関に属し、上記の目的に合致する者
- 3) 民間の企業・団体に属し、上記の目的に合致する者
- 4) 研究所長が特に適当と認めた者

4. 応募方法

- (a) 「9.お問い合わせ先」に記載の担当者にお問い合わせの上、GoogleFormsにて必要事項を登録のうえ所定の様式による生存圏科学 共同利用・共同研究申請書（様式1）と、（別紙1）共同利用研究組織をGoogleForms内に添付して提出してください。また、複数の申請を行っても構いません。
- (b) ホームページから申請書様式がダウンロードできない場合は、「9.お問い合わせ先」に連絡してください。

5. 申請書提出期限、提出先（令和8年度分）

令和8年1月6日（火） 期日

Web 申請（Google Forms）<https://forms.gle/zZVvfE98dgLN2e6p7>

※ご自身のGoogleアカウントでログインをお願いいたします。

6. 研究成果の公表及び特許の取得申請

利用者がCAN-DOを利用した研究結果を論文等で公表する場合は、京都大学生存圏研究所バイオナノマテリアル製造評価システム（Cellulosic Advanced Nanomaterials Development Organization, Research Institute for Sustainable Humanosphere, Kyoto University）を利用した旨を明記して下さい。また、論文を公表した場合や研究成果により何らかの賞を受けたなどの場合には、研究期間内、あるいはその後の別に関わらず、その旨を共同利用専門委員会に報告して下さい。研究の成果に基づき発明等が生じた場合には、速やかに発明等が生じた事実をバイオナノマテリアル製造評価システム共同利用・共同研究専門委員会に通知の上、ご相談下さい。

7. 利用責任

利用者は、承認された利用目的以外の用途にCAN-DOを使用することはできません。不正利用が確認された場合、研究所長はその利用承認を取り消すことがあります。この場合、その不正利用に起因するすべての責任は研究代表者に帰属します。共同利用に伴い、利用者の明らかな過失または故意により実験・測定機器が故障し、修理の必要が生じた場合は、研究代表者が原状回復する必要があります。本学以外の利用者が研究遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、応急措置以外、本学は一切の責任は負いません当該利用者の所属機関等で対応してください。

8. その他

- (a) 申請のあった共同利用・共同研究課題は、本研究所に設置されたバイオナノマテリアル製造評価システム共同利用・共同研究専門委員会の審査を経て所長が採否の決定を行います。
- (b) 申請にあたり必要に応じて、所属機関長の内諾を得てください。なお、決定の結果については、申請者にお知らせします。申請課題の採択後速やかに研究参加についての承諾書を提出ください。
- (c) 審査に当って、バイオナノマテリアル製造評価システム共同利用・共同研究専門委員会は必要に応じて申請者から説明を聴くことがあります。
- (d) 採択された課題の研究成果または経過について所定の利用報告書を提出してください。又、本研究所主催の研究会等で報告してください。
- (e) 実際に本装置を利用する研究者（大学院生又はこれと同等以上の者）は必ず研究協力者として挙げてください。
- (f) 研究協力者に本研究所内教員を入れることが望ましいですが、そうでない場合には申請書（Google Forms）の「生存圏所内担当者・分野名」欄に本研究所内教員を書いてください。共同利用・共同研究者に企業の方を加える場合、チェック機関として本研究所内教員も加えて頂くことがあります。
- (h) 当該年度の申請者数・希望時期の重複度に鑑みて申請者あたりの利用日数上限を設定することがあります。
- (k) 共同利用・共同研究設備は基本的に土曜および休日には実施できません。

9.お問い合わせ先

その他、公募等に関する問い合わせは、委員長または、京都大学宇治地区/CAN-DO 共同利用担当にご連絡ください。

委員長 伊福 伸介

メールアドレス rish-can-do@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

（注） SPAM 防止のため、@は全角になっています。半角に直して送信願います。

CAN-DO 共同利用・共同研究設備機器（京都プロセス・テストプラント）

[CAN-DO 共同利用・共同研究設備機器および写真を掲載しています。](#)

申請書類ダウンロード

[申請書ファイル一式：ZIP 形式圧縮ファイル（2026CAN-DO.zip）](#)

2026CAN-DO.zip 内のファイル一覧

- 生存圏科学 共同利用・共同研究申請書（様式 1）.docx
- （別紙 1）共同利用研究組織.xlsx
- （別紙 2）共同利用研究組織【追加】.xlsx

※（別紙 1）共同利用研究組織（研究協力者）欄に未記載で、採択後、共同利用・共同研究協力者を追加される場合に提出してください。